

岩手県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設について、次のとおり指定し、及び指定を取り消した旨、報告があった。

令和5年5月26日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

- 1（1）市町村名 花巻市
- （2）指定した施設の名称 亀ヶ森振興センター
- （3）指定を取り消した施設の名称 亀ヶ森地区農業構造改善センター
- 2（1）市町村名 釜石市
- （2）指定を取り消した施設の名称 上中島復興住宅集会室
- 3（1）市町村名 八幡平市
- （2）指定した施設の名称 八幡平市農民研修センター
- 4（1）市町村名 滝沢市
- （2）指定を取り消した施設の名称 滝沢市交流拠点複合施設、小岩井第二公民館
- 5（1）市町村名 葛巻町
- （2）指定を取り消した施設の名称 葛巻町総合センター
- 6（1）市町村名 岩手町
- （2）指定を取り消した施設の名称 岩手町働く婦人の家
- 7（1）市町村名 西和賀町
- （2）指定を取り消した施設の名称 西和賀町川尻体育館
- 8（1）市町村名 山田町
- （2）指定した施設の名称 大沢ふるさとセンター
- （3）指定を取り消した施設の名称 山田町ふるさとセンター